

千葉県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により千葉県職員措置請求（18千監第160号）の監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉県長から通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成19年6月6日

千葉県監査委員	古川 光 一
同	大島 有紀子
同	上村井 真知子
同	石井 茂 隆

19千総総第42号  
平成19年5月31日

千葉市監査委員 古川 光一 様  
同 大島 有紀子 様  
同 上村井 真知子 様  
同 石井 茂隆 様

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市職員措置請求に係る監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成19年5月7日付け19千監第26号にて勧告のありました標記の件について、地方自治法第242条第9項の規定により、下記のとおり措置を講じましたので、同項の規定により通知いたします。

記

1 措置内容

(1) 「補助金対象事業以外の事業に充てられた補助金」について

千葉市補助金等交付規則第17条の規定に基づき、平成13年度から平成17年度までの間に千葉市職員互助会に対し行った互助会事業補助金の交付の決定のうち、給付事業の経費に充てられた部分及び事業総務費の2分の1を超える部分は補助対象経費に算入すべきでないことから、その部分の交付の決定を取り消すとともに、同規則第18条の規定に基づき、当該取消しに係る補助金及び当該補助金の交付日から起算して返還する日までの日数につき年5分の割合により計算した利息を平成19年6月8日までに返還するよう千葉市職員互助会に命じた。

なお、取消しに係る補助金の額及び補助金を交付した日は、次のとおりである。

補助金の名称	補助金の額	交付した日
平成13年度互助会事業補助金	25,069,972円	平成14年3月20日
平成14年度互助会事業補助金	45,750,308円	平成14年10月24日
平成15年度互助会事業補助金	51,702,622円	平成15年10月2日
平成16年度互助会事業補助金	25,332,628円	平成16年10月7日
平成17年度互助会事業補助金	23,373,930円	平成18年1月5日
合計	171,229,460円	

(2) 「必要性がなく返還されるべき補助金」について

平成13年度から平成17年度までの間に千葉市職員互助会に対し交付した互助会事業補助金のうち、貸付事業特別会計及び積立基金(別途積立基金、厚生施設建設及び整備積立基金)への積立金等に充てられた補助金及び当該補助金の交付日から起算して返還する日までの日数につき年5分の割合により計算した利息を平成19年6月8日までに返還するよう千葉市職員互助会に請求した。

なお、請求に係る補助金の額及び補助金を交付した日は、次のとおりである。

補助金の名称	補助金の額	交付した日
平成13年度互助会事業補助金	64,400,000円	平成14年3月20日
平成14年度互助会事業補助金	74,660,000円	平成15年3月20日
平成15年度互助会事業補助金	79,250,000円	平成16年1月8日
平成16年度互助会事業補助金	101,200,000円	平成17年1月6日
平成17年度互助会事業補助金	1,098,000円	平成18年1月5日
合計	320,608,000円	

2 措置日

平成19年5月25日(金)